

奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十八日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第七号

奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県情報公開条例施行規則（平成十三年三月奈良県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 開示請求に係る手数料の額、納付日及び納付方法

第六条を削り、第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（条例第十六条第一項第二号の規則で定める電子情報処理組織）

第七条 条例第十六条第一項第二号の規則で定める電子情報処理組織は、電子メールの送受信の機能を有する電子情報処理組織及び地域デジタル社会の構築により県民の豊かな生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例（令和五年三月奈良県条例第三十八号）第九条第四号に基づく施策として、県が構築した情報連携の基盤（以下「情報連携基盤」という。）とする。

第十一条を次のように改める。

（条例第十八条第一項第一号の規則で定める電子情報処理組織等）

第十一条 条例第十八条第一項第一号の規則で定める電子情報処理組織は、情報連携基盤とする。

2 条例第十八条第一項第二号アの規則で定める電子情報処理組織は、電子メールの送受信の機能を有する電子情報処理組織及び情報連携基盤とする。

第十五条を第十七条とし、第十二条から第十四条までを二条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の二条を加える。

（一件の行政文書とみなす複数の行政文書）

第十二条 条例第十八条第二項の規則で定める複数の行政文書は、同一の簿冊（同一の簿冊につづり込むことができず、複数の簿冊に分割してつづり込むこととした当該複数の簿冊及び行政文書に添付した図画等であって同一の簿冊につづり込むことが困難なため、袋に入れ、又は結束して相互の関係を明らかにされたものを含む。）につづり込まれている複数の行政文書であって、相互に密接な関連を有するものとする。

（開示の実施に係る手数料の免除）

第十三条 条例第十八条第六項の規則で定める場合は、開示を受ける者が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている場合とする。

2 開示の実施に係る手数料の免除を受けようとする者は、条例第十六条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面に前項に規定する扶助を受けていることを証明する書面を添付して実施機関に提出しなければならない。
別表を削る。

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。